

こどもまんなか実行計画2024(概要)①

(令和6年5月31日こども政策推進会議決定) こども家庭庁第6回子ども・子育て支援等分科会
2024年8月2日

資料1 - 3

実行計画の概要

- こども基本法に基づくこども大綱（令和5年12月22日閣議決定）に示された6つの基本的な方針及び重要事項の下で進めていく、**幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示した初めてのアクションプラン**。
 - こどもや若者の権利の保障に関する取組や、「加速化プラン」等の少子化対策、こどもの貧困対策をはじめとする困難な状況にあるこどもや若者・家族への支援に係る施策など、**387※の項目を提示**。

※再掲を含む

こども大綱の6つの基本方針

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む。
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

- 今後、**こども家庭審議会において施策の実施状況や指標等を検証・評価し、その結果を踏まえ、毎年、骨太の方針までに改定し、関係府省庁の予算概算要求等に反映**。これらにより、継続的に施策の点検と見直しを図る。
 - **新規・拡充施策を中心に具体的な工程表**を示すとともに、すでにこども大綱で設定している数値目標を含めた指標（75指標）に加え**施策の進捗状況を把握するための288※の指標を提示**。

※再掲を含む

こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

こども基本法やこどもの権利条約※に関する普及啓発、学校教育における人権教育の推進、相談救済機関の事例周知 等

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

体験活動の推進、教育を通じた男女共同参画の推進 等

(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

プレコンセプションケアの推進、母子保健情報のデジタル化 等

(4) こどもの貧困対策

教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援 等

(5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援

地域の支援体制の強化・インクルージョンの推進、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組 等

(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

こども家庭センターの整備、家庭支援の推進 等

(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

こどもの自殺対策緊急強化プランの推進、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備、こども性暴力防止法案の提出 等

2 ライフステージ別の重要事項

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

出産に関する支援等の更なる強化、産前産後の支援の充実と体制強化、乳幼児健診等の推進、「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進、
幼児教育・保育の質の向上 等

(2) 学童期・思春期

学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、居場所づくり、いじめ防止対策の強化、不登校のこどもへの支援体制の整備・
強化、校則の見直し、体罰や不適切な指導の防止 等

(3) 青年期

高等教育の充実、若者への就職支援、「賃上げ」に向けた取組、結婚支援 等

※こども家庭審議会における当該条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者であるこどもにとっての分かりやすさの観点から、児童の権利に関する条約を「こどもの権利条約」と記載。

こどもまんなか実行計画2024（概要）③

3 子育て当事者への支援

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

高等教育費の負担軽減、児童手当の拡充 等

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

(3) 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

男性の育児休業取得支援、柔軟な働き方の推進、長時間労働の是正 等

(4) ひとり親家庭への支援

親子交流・養育費の確保 等

こども施策を推進するために必要な事項

1 こども・若者の社会参画・意見反映

- ・「こども若者★いけんぶらす」の着実な実施
- ・地方公共団体へのガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援
- ・社会参画・意見反映を支える人材の育成
- ・若者が主体となって活動する団体等との連携強化・取組促進 等

2 こども施策の共通の基盤となる取組

- ・EBPM
- ・人材の確保・育成・支援
- ・地域における包括的な支援体制の構築・強化
- ・手続き・事務負担の軽減
- ・意識改革 等

3 施策の推進体制等

- ・自治体こども計画の策定促進
- ・安定的な財源の確保 等

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

（2）少子化対策・こども政策）

こども未来戦略、こども大綱やこどもまんなか実行計画に基づき、全てのこども・若者が将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現し、その結果として、少子化の流れを変え、社会経済の持続可能性を高めていく。こうした施策の実施に当たっては、数値目標を含めた指標を活用してPDCAを推進するなどEBPMを確実に実行し、ワイズスペンディングにつなげる。

（加速化プランの着実な実施）

若い世代の所得の増加と社会全体の構造・意識の変革、全てのこども・子育て世帯へ切れ目ない支援の観点から、改正子ども・子育て支援法等を始めとして、加速化プランに盛り込まれた施策を着実に実施する。具体的には、経済的支援の強化（児童手当の本年10月分からの抜本的な拡充、出産等の経済的負担の軽減、高等教育費の負担軽減、住宅支援の強化等）、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充（伴走型相談支援、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善、保育士配置基準の改善、こども誰でも通園制度、放課後児童対策、多様な支援ニーズへの対応等）、共働き・共育ての推進（2025年度からの出生後休業支援給付や育児時短就業給付の創設等）に取り組む。これらの財源として、改革工程に基づく徹底した歳出改革等を進めるとともに、実質的な負担を生じさせずに2026年度から子ども・子育て支援金制度を導入することとし、必要な環境整備等を進める。あわせて、官民が連携して、社会全体でこども・子育て世帯を支える意識を醸成する取組を「車の両輪」として進める。

（こども大綱の推進）

全てのこども・若者の健やかな成長を社会全体で支えていく。このため、こども・若者を権利の主体としてその意見表明と参画を促進しながら、若者が主体となって活動する団体等の継続的な活動を促進する環境整備に向けて取り組むとともに、「はじめの 100 か月の育ちビジョン」に基づく幼児期までの育ちの質の向上、「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づく地方自治体や民間団体への支援とともに、保育現場の負担軽減を図りつつ、人口減少地域における施設の多機能化等を通じた保育機能の維持も含め「新子育て安心プラン」後の保育提供体制の在り方を早急に示す。相談支援等を受けられるケア体制の構築等プレコンセプションケアについて5か年戦略を策定した上で着実に推進する。こども性暴力防止法や「生命（いのち）の安全教育」、加害者更生に向けた取組、性嗜好障害に対する治療を含めたこども性暴力防止に向けた総合的な対策を始め、こどもの安全対策や、産後ケア事業、新生児マススクリーニング・新生児聴覚検査・乳幼児健診を推進する。入院中のこどもの家族の環境整備の取組等の充実、不妊症、不育症に関する相談支援、流産、死産を経験された方への相談支援を進める。地域少子化対策重点推進交付金による結婚支援等について、効果を検証しつつ、若い世代のニーズも踏まえた更なる方策を検討する。あわせて、官民が連携してライフデザイン支援を推進する。また、当事者目線でこどものための近隣地域の生活空間を形成することもまんなかまちづくりを推進する。

貧困と格差の解消を図り、困難な状況にあるこども・若者や家庭に対するきめ細かい支援を行う。このため、こども食堂・こども宅食・アウトリーチ支援等への支援や学習支援や体験機会の提供などこどもの貧困解消や見守り強化を図る。こども家庭センターの体制強化、家庭支援事業の充実や利用促進、里親やファミリーホームによる支援の充実等家庭養育優先原則の徹底、社会的養護経験者等に対する自立支援の充実、若年妊婦の支援、一時保護所の環境改善、認定資格の取得促進など改正児童福祉法に基づく施策を推進する。こども・若者シエルターや虐待等により困難に直面する若者支援の充実、児童福祉司等の児童相談所の質・量の体制強化、児童養護施設等における養育機能の向上及び環境改善を進めるとともに、ヤングケアラー支援を進める。発達障害児・医療的ケア児を含む全ての障害のあるこどもと家族への支援体制の整備やインクルージョンの推進等を図るとともに、こどもホスピスの全国普及に向けた取組を進める。就業支援や児童扶養手当、離婚前後親支援事業などによる養育費の支払確保や安全・安心な親子の交流の推進等、ひとり親支援を進めるとともに、改正民法の周知や、司法府と連携して環境整備に取り組む。こどもの自殺対策の強化を図るとともに、予防のためのこどもの死亡検証（CDR）を推進する。いじめ防止・不登校対策を強化する。質の高い公教育の再生の強力な推進を図る。教育振興基本計画に基づき、青少年の健全育成に取り組む。学校給食無償化の課題整理等を行う。

（３）公教育の再生・研究活動の推進

（質の高い公教育の再生）

持続可能な社会づくりを見据え、多様なこどもたちの特性や少子化の急速な進展など地域の実情等を踏まえつつ、全てのこどもたちの可能性を最大限引き出す個別最適・協働的な学びを一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びを実現するため、柔軟な教育課程の実現に向けた取組を進めるとともに、GIGAスクール構想をデータに基づく効果検証をしっかりと行った上で着実に推進しながら、義務教育段階にとどまらず、高校教育の質の向上を含め、令和型の質の高い公教育の再生に取り組み、我が国の学校教育の更なる高みを目指す。

質の高い教師の確保・育成に向け、2026年度までの集中改革期間を通じてスピード感を持って、働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進める。学校・教師が担う業務の適正化やDXによる業務効率化を進めるとともに、学校における働き方改革の取組状況の見える化等、PDCAサイクルを強化し、教師の時間外在校等時間の削減を徹底して進める。教職の特殊性や人材確保法の趣旨、教師不足解消の必要性等に鑑み、教職調整額の水準を少なくとも10%以上に引き上げることが必要などとした中央教育審議会提言を踏まえるとともに、新たな職及び級の創設、学級担任の職務の重要性と負担等に応じた手当の加算、管理職手当の改善等の各種手当の改善など職務の負荷に応じたメリハリある給与体系への改善も含めた検討を進め、財源確保と併せて、2025年通常国会へ給特法改正案を提出するなど、教師の処遇を抜本的に改善する。小学校教科担任制の拡大や、生徒指導担当教師の中学校への配置拡充等の教職員定数や副校長・教頭マネジメント支援員等の支援スタッフの充実を図るとともに、35人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築していく。地域枠の活用や多様な専門性を高める教員養成、管理職のマネジメント力強化を含む研修の充実、大学院段階の奨学金返還支援の実行と学部段階を含めた更なる検討等に取り組む。

学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教師を安心して本務に集中させ、こどもたちの豊かな学びを実現するため、チーム学校との考えの下、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組や、部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた取組を加速するとともに、ICTの活用や教育と福祉の連携も強化しつつ、SC・SSW等や警察にいつでも相談できる環境の整備、学びの多様化学校や学校内外の教育支援センターの設置促進・機能強化等の不登校対策や重大ないじめ・自殺への徹底した対応やインクルーシブな学校運営モデルの構築など特別支援教育の充実に向けた体制や環境の整備、養護教諭の支援体制等の推進、夜間中学の全国的な設置促進・機能強化、セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れた学校安全の推進等により誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりを推進する。また、非認知能力の育成に向けた幼児期及び幼保小接続期の教育・保育の質的向上や豊かな感性や創造性を育むための自然等の体験活動・読書活動、キャリア教育・職業教育等を推進するとともに、体力や視力低下に歯止めをかける対策の強化、歯科保健教育や栄養教諭を中核とした食育を推進する。

少子化の進行を見据え、高等教育の機能強化に向け、質・アクセス・規模の在り方について2024年度中に一定の結論を得るとともに、高等教育費の負担軽減に向け、修学支援新制度等の制度改正の着実な実施や運営体制の充実とともに、実施状況の効果検証を通じた機会均等及び少子化対策の両面からの適切な見直しを図りつつ、授業料後払い制度の本格導入について各般の議論を踏まえて速やかに結論を得ることを含め、必要な支援の検討を進める。高校段階についても、質の向上を図りつつ、教育費の負担軽減を推進する。

Ⅱ．人への投資に向けた中小・小規模企業等で働く労働者の賃上げ定着

（２）人手不足下での労働生産性向上のための中小・小規模企業の省力化投資

④資格職等における分業の推進等を通じた人手不足業種への対応

資格を有しない業務補助員の導入による分業推進やＡＩ／ロボット等の自動化技術の導入等、資格職等における分業・兼業を推進することで、人手不足緩和を図る。

ii）保育・幼児教育分野（保育士・幼稚園教諭）

本年度から、４・５歳児の職員配置基準について、30対１から25対１への改善を図り、それに対応する公定価格の加算措置を実施する。来年度以降、１歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間（2028年度まで）中の早期に6対１から5対１へと改善を進める。

また、保育士・保育教諭・幼稚園教諭の業務負担軽減のため、保育所・認定こども園・幼稚園が資格を持たない保育補助者を追加で採用し、業務報告等の作成・保護者対応等の業務補助を行わせることを促進するとともに、潜在保育士等の職場復帰、清掃等の業務を補助する人員の配置、保育・幼児教育現場におけるICT機器の導入を進める

規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）（抄）

Ⅱ.実施事項 1. 革新的サービスの社会実装・国内投資の拡大

（4）公共

N o.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
2	地方公共団体の窓口業務の官民連携による集約化及び効率化	a こども家庭庁、総務省及び厚生労働省は、「市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について」（平成20年1月17日総務省行政管理局公共サービス改革推進室。以下「平成20年通知」という。）別紙記載の市町村の適切な管理の下、市町村の判断に基づき民間事業者の取扱いが可能な窓口業務のうち、次に掲げる事項に係る民間事業者の取扱いが可能な業務について、地方公共団体が職員を常駐させることなく業務委託することが可能な条件を明確化し、平成20年通知に明記した上で、地方公共団体に周知する。 ・ こども家庭庁：児童手当の各種請求書・届出書の受付	a：令和6年度措置	a： こども家庭庁 総務省 厚生労働省
6	地方公共団体への公金納付のデジタル化	デジタル庁、総務省、厚生労働省及び国土交通省は、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料並びに公物の占有に伴う使用料等の公金（道路占用料、行政財産目的外使用許可使用料、港湾法上の占用料等、河川法上の流水占用料等）について、「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の実施方針について」（令和5年10月6日地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議決定）等に基づき、公金納付者の判断によりいずれの地方公共団体に対してもeLTAXを活用した納付が可能となるよう必要な措置を講ずる。 あわせて、デジタル庁及び総務省並びに警察庁、こども家庭庁、文部科学省及び国土交通省は、遅くとも令和8年9月までにeLTAXを活用した公金納付を行うことができるよう措置されることを踏まえ、全国共通の取扱いとするべきとの要請がある土地賃貸料、放置違反金、保育所利用料、認定こども園利用料、幼稚園利用料、高校授業料、学校給食費及び住宅使用料について、納付書の取扱いがない又はその件数が極めて少ないなど、費用対効果が不十分であると地方公共団体が判断した場合を除き、公金納付者の判断によりいずれの地方公共団体に対してもeLTAXを活用した納付が可能となるよう必要な措置を講ずる。	（前段）遅くとも令和8年9月までに措置、 （後段）前段の時期以降速やかに措置	（前段） デジタル庁 総務省 厚生労働省 国土交通省 （後段） デジタル庁 総務省 警察庁 こども家庭庁 文部科学省 国土交通省

(6) 健康・医療・介護 (iii) 医療・介護等分野における基盤整備・強化

N o.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
11	被験者保護及び研究力強化等のための倫理審査の適正化	内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省は、①我が国において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律が適用される治験、臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）が適用される臨床研究、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和 3 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号）等が適用される研究等（以下「治験・研究」という。）を行う場合には、海外と異なり、その目的と種類によって適用される法規制が異なっていること等を背景として、治験・研究の内容によって異なる対応（異なる委員会による審査への対応を含む。）が求められることが大きな負荷となっていることや倫理審査委員会等の審査の質のばらつき等の一因になっているなどの指摘があること、②我が国の治験パフォーマンスは海外に比べ低く、また、治験環境は海外に比べコスト面での違いが大きいとの指摘や、国際共同治験において我が国が選ばれないことがドラッグ・ラグやドラッグ・ロスの一因となっているとの指摘があること、③欧米では、一つの治験・研究を複数施設で共同して行う場合、当該治験・研究を行うことの適否その他の治験・研究に関する調査審議について、一括した審査（以下「一括審査」という。）が我が国に比べ普及している一方、我が国では、各制度の下で実施される治験・研究において一括審査を推進しているが、必ずしも十分に普及していないことにより、手続、様式、費用、開催頻度等の異なる倫理審査が求められる結果、企業、研究者等にとって負担が生じているとの指摘があること、④我が国で一括審査が普及しない要因として、治験・研究実施機関にとって他の機関等に設置された委員会に対する審査の質への不安があるとの指摘があることなどを踏まえ、被験者保護及び研究力強化等のための倫理審査の更なる適正化を実現するため、政府横断的に検討し、以下の措置を講ずる。 a 内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省は、我が国における一括審査の普及に関する目標として、国際共同試験への我が国の参加の状況、欧米の一括審査に関する水準等も踏まえ、欧米と同程度の水準とする方向で、我が国における一括審査の実施状況に関する数値目標を設定する。	a：令和 6 年度 検討開始、令和 7 年までに結 論・措置	内閣府 こども家庭庁 文部科学省 厚生労働省 経済産業省

N o.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
11	被験者保護及び研究力強化等のための倫理審査の適正化	b 内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省は、a の目標を達成するため、競争的研究費の提供を受ける治験・研究について、多機関共同研究を実施する場合には一括審査を必須要件に位置付ける。ただし、少数の研究機関がそれぞれ異なる内容を分担する基礎的研究については、必ずしもこの限りではない。 あわせて、内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省は、その他の一括審査の普及促進に資する方策のほか、①審査が必要な安全性情報の範囲の特定、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等を遵守するための審査項目の明確化、治験・研究実施機関追加の際の審査の要否その他の審査事項等の更なる整理、②審査の議事概要の公表の促進を通じた審査の可視化、③審査委員の教育・研修の実施など、審査の質の担保・向上に資する方策について、各制度の規制調和・国際整合の観点から、各制度で共通する事項を整合させることに留意した上で検討し、結論を得た上で、実施する。	b：（前段）令和 6 年度検討開始、令和 7 年度までに結論・措置、（後段）令和 6 年度検討開始、令和 8 年度までに結論・措置	内閣府 こども家庭庁 文部科学省 厚生労働省 経済産業省

(6) 健康・医療・介護 (iii) 医療・介護等分野における基盤整備・強化

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
16	介護・保育・障害福祉分野における合併、事業譲渡等に関するローカルルール防止	高齢化とともに、高齢者を含む人口減少が進む我が国において、良質な介護・保育・障害福祉サービスの持続性を確保し、利用者の生活に支障を及ぼしかねないサービスの中断・停止等を回避するためには、介護・保育・障害福祉分野の事業者（社会福祉法人を含む。以下「介護事業者等」という。）の協働化や合併、事業譲渡等による経営力強化及び円滑な事業承継（以下「経営力強化等」という。）が必要である。経営力強化等の手段は多様であり、どの手段を選択し、必要に応じて、複数の手段を組み合わせるかは介護事業者等の経営判断で行われるものであるが、合併や事業譲渡等のニーズを有する事業者は一定程度存在する。一方で、介護・保育・障害福祉分野における合併、事業譲渡等については、以下のような指摘がある。 ・介護事業者等の合併、事業譲渡等に関して、地方公共団体によっては、肯定的に捉えていないところがあったり、あるいは、介護事業者等にとって、公開情報で知り得る事例も限られており情報不足から現実的な選択肢として検討することが困難。 ・介護事業者等が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続（合併、事業譲渡等に伴う手続を含む。以下同じ。）について、特に、介護保険法（その政省令、通知、事務連絡等を含む。）、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号。その政省令、通知、事務連絡等を含む。以下同じ。）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。その政省令、通知、事務連絡等を含む。以下同じ。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。その政省令、通知、事務連絡等を含む。）、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。その政省令、通知、事務連絡等を含む。以下同じ。）等を執行する地方公共団体との調整が重要な課題である。 ・合併、事業譲渡等に関して事例が少ないこともあり、知見が乏しく、許認可に関する手続に関して地方公共団体の担当者間でも理解に濃淡が生じている。 ・地方公共団体による不適切なローカルルール（独自の規律に係る様式、添付書類、各種申請に関して同分野の事業者と地方公共団体が行う事前相談及びその他運用に関する事項を含む。以下同じ。）がある場合には、介護事業者等が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続の予見性が低く、かつ、事務負担が重い。	a,b：令和 6 年度検討開始、令和 7 年度までに措置 c,d：令和 7 年度までに措置 e：（前段・システムの整備の可否を検討）可能な限り速やかに検討を開始し、令和 7 年度結論、（前段・利用の有無の公表）令和 8 年度措置、（後段）令和 6 年度検討開始、令和 7 年度までに措置 f：（前段）可能な限り速やかに検討を開始し、令和 7 年度結論、（後段）令和 8 年度措置	a,c～e： こども家庭庁 厚生労働省 b,f：厚生労働省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
16	介護・保育・障害福祉分野における合併、事業譲渡等に関するローカルルールの防止	以上を踏まえ、介護事業者等の経営力強化等を目的として、円滑な合併、事業譲渡等が実施可能な環境整備を行うとともに、当該事業者の手續に要する負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。 a こども家庭庁及び厚生労働省は、合併、事業譲渡等の事例及びその内容について介護事業者等による情報収集を容易にすることで、介護事業者等が自らの経営力強化等の選択肢として、合併、事業譲渡等を前向きに検討・実施可能なものであることの理解を促すとともに、地方公共団体が否定的に捉えるべきものではないことを明確化し、併せて、不適切なローカルルールによる介護事業者等の負担増を回避するため、介護事業者等及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者等が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手續に関する手順や処理期間、合併、事業譲渡等の事例、合併、事業譲渡等に至った経緯、目的、効果等を記載したガイドライン等を作成・公表する。 b 厚生労働省は、社会福祉法人が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手續について、社会福祉法人の合併認可件数は年間 10～20 件程度、また、事業譲渡等に係る認可又は届出件数は数十件程度で、それぞれ推移するなど事例が少ないことに起因して、必要な手續について地方公共団体の理解に差が生じていることや、地方公共団体による不適切なローカルルールがある場合には、社会福祉法人にとって、合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手續の予見性が低く、かつ、事務負担が重いとの指摘を踏まえ、社会福祉法人の予見性向上並びに社会福祉法人及び地方公共団体の事務負担軽減の観点から、地方公共団体の実態も踏まえつつ、厚生労働省が令和 2 年 3 月に策定した合併・事業譲渡等マニュアル（以下「マニュアル」という。）を見直し、公表する。その際、社会福祉法人が合併、事業譲渡等の検討から各種指定申請までの各種手續の処理期間の目安等を記載することにより、合併、事業譲渡等を検討し、又は実施しようとする社会福祉法人及び当該社会福祉法人による手續の許認可等（当該手續に関する相談を含む。）を行う地方公共団体にとって必要な手續や期間が明確となり分かりやすく有用なものとなるよう留意する。あわせて、社会福祉法人が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手續について、簡略化（事業所の職員に変更がない等、実質的に継続して運営されると認められる場合における手續及び提出書類を不要又は省略可能とすることを含む。）も検討し、その結果を踏まえ、当該マニュアルに記載することで事務負担の軽減を図るものとする。	a,b：令和 6 年度検討開始、令和 7 年度までに措置 c,d：令和 7 年度までに措置 e：（前段・システムの整備の要否を検討）可能な限り速やかに検討を開始し、令和 7 年度結論、（前段・利用の有無の公表）令和 8 年度措置、（後段）令和 6 年度検討開始、令和 7 年度までに措置 f：（前段）可能な限り速やかに検討を開始し、令和 7 年度結論、（後段）令和 8 年度措置	a,c～e： こども家庭庁 厚生労働省 b,f：厚生労働省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
16	介護・保育・障害福祉分野における合併、事業譲渡等に関するローカルルールの防止	c こども家庭庁及び厚生労働省は、介護サービス事業者が老人福祉法の規定に基づいて、地方公共団体に対して提出する届出関連文書等や、保育事業者が児童福祉法等の規定に基づいて、地方公共団体に対して提出する認可申請関連文書等について、介護事業者等の事務負担軽減の観点から、標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」という。）を作成し、保育事業者、介護サービス事業者が全国一律で当該標準様式等を用いて手続等を行うこととするための所要の措置を講ずる。その際、当該標準様式等については、押印又は署名欄は設けないことを基本とし、あわせて、地方公共団体に対して押印又は署名を求めることがないよう要請するとともに、先行して標準様式等が定められている介護保険サービスや障害福祉サービスと共通化可能な部分はそれぞれ共通化することを基本とする。 なお、地方公共団体が地域の特性に照らして特に必要がある場合に、その判断によって、独自の規律を設けることを妨げないこととし、当該地方公共団体が当該独自の規律に係る申請・届出文書について独自の様式・添付書類を使用することを妨げない。 d こども家庭庁及び厚生労働省は、介護事業者等が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続に係る地方公共団体によるローカルルールについて、介護事業者等の手続負担を軽減し、合併、事業承継等を円滑化する観点から、例えば、以下の事項について、地方公共団体ごとのローカルルールの有無・内容等を整理し、公表する。 ・各種申請に関して介護事業者等が行う地方公共団体との事前相談に関する事項 ・認可や指定に関する認可申請関連文書に係る様式又は添付書類に関する事項 ・社会福祉法人の合併、事業譲渡等に関する認可に関する事前相談や添付書類に関する事項	a,b：令和6年度検討開始、令和7年度までに措置 c,d：令和7年度までに措置 e：（前段・システムの整備の要否を検討）可能な限り速やかに検討を開始し、令和7年度結論、（前段・利用の有無の公表）令和8年度措置、（後段）令和6年度検討開始、令和7年度までに措置 f：（前段）可能な限り速やかに検討を開始し、令和7年度結論、（後段）令和8年度措置	a,c～e：こども家庭庁 厚生労働省 b,f：厚生労働省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
16	介護・保育・障害福祉分野における合併、事業譲渡等に関するローカルルールの防止	e 厚生労働省は、介護事業者等が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続のうち、老人福祉法の規定に基づき地方公共団体に対して行う申請・届出について、既に整備が進められている介護事業者及び障害福祉サービス事業者が全ての地方公共団体に対して必要な申請・届出を地方公共団体を問わず電子的に一括した申請・届出を可能とするための電子申請・届出システムを参考にしつつ、全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、c の標準様式等に関する検討結果を踏まえ、介護事業者等及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、申請・届出先の地方公共団体を問わず当該システムでの申請・届出をもって、手続を完結し得ることとするため、介護事業者等の選択により、電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備の要否を検討し、必要な措置を講ずる。その際、特段の事情があり、当該システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によることを可能とする。また、システム整備を行う場合は、地方公共団体ごとのシステムの利用の有無については、厚生労働省において公表する。 こども家庭庁及び厚生労働省は、介護事業者等が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続のうち、児童福祉法及び社会福祉法の規定に基づき地方公共団体に対して行う申請・届出について、介護事業者等が、その選択により、デジタル技術であって適切なもの（電子メールや地方公共団体が作成したウェブ上の入力フォームへの入力等を含む。）又は書面によって、申請・届出を行うこととするための所要の措置を講ずる。 f 厚生労働省は、介護事業者等が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続のうち、老人福祉法の規定に基づき地方公共団体に対して行う申請・届出について、法人名を変更した場合など、同様の情報を複数回にわたって記載し、複数の地方公共団体へ提出する必要が生じた等の指摘があることを踏まえ、法人関係事項その他の事業所固有の事項以外の事項に関するものについては、c の標準様式等に関する検討結果を踏まえ、届出手続のワンストップ化を実現する方向で検討する。 その際、特段の事情があり、e のシステムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によることを可能とする。また、e のシステム整備を行う場合は、地方公共団体ごとのシステムの利用の有無については、厚生労働省において公表する。	a,b：令和 6 年度検討開始、令和 7 年度までに措置 c,d：令和 7 年度までに措置 e：（前段・システムの整備の要否を検討）可能な限り速やかに検討を開始し、令和 7 年度結論、（前段・利用の有無の公表）令和 8 年度措置、（後段）令和 6 年度検討開始、令和 7 年度までに措置 f：（前段）可能な限り速やかに検討を開始し、令和 7 年度結論、（後段）令和 8 年度措置	a,c～e：こども家庭庁 厚生労働省 b,f：厚生労働省

国家戦略特区において取り組む規制・制度改革事項等について

No.	事項名	規制改革の内容
一	企業主導型保育事業の 規制改革	企業主導型保育施設における地域枠の弾力的な運用、及び共同利用契約の締結を推進するための所要の措置を、2024年度上半期に講ずるとともに、本事業の趣旨や実施状況等を踏まえながら、引き続き必要に応じて運用の見直しを検討する。